

信用事業強化計画の履行状況報告書

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の
再編及び強化に関する法律附則第8条第1項)

平成 25 年 11 月

そうま農業協同組合

目 次

1	平成 25 年度上半期の概要	
(1)	経営環境	・・・ 1
(2)	主要勘定の状況（平成 25 年 8 月末時点）	・・・ 1
(3)	自己資本比率の状況	・・・ 2
2	農業者等に対する信用供与の円滑化その他の当組合が事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	
(1)	農業者等に対する信用供与の円滑化のための方策	・・・ 3
(2)	担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策	・・・ 8
(3)	東日本大震災の被災者への信用供与の状況	・・・ 9
(4)	東日本大震災の被災地への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策	・・・ 13
(5)	その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策	・・・ 23
3	財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営確保のための方策	
(1)	経営管理体制	・・・ 25
(2)	業務執行に対する監査又は監督の体制	・・・ 25
(3)	地域特性・事業基盤にあった収支構造に向けた取組み	・・・ 25
(4)	与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種リスクの管理状況	・・・ 26

1 平成 25 年度上半期の概要

(1) 経営環境

東日本大震災・原発災害の発生より約 2 年半が経過し、管内では各市町村の復興計画に基づき各種の施策が講じられておりますが、過去に類を見ない甚大かつ未曾有の被災状況ゆえに様々な課題・障害が存在・発生し、管内の復旧・復興は道半ばの状況にあります。

特に、原発事故の影響については、昨年 4 月以降、避難区域の見直し等が行われておりますが、依然、管内には長期間の避難生活を余儀なくされている住民が多数存在し先行き不透明感が必ずしも払拭されていないなか、こうしたマインドの冷え込みが地域経済全体に大きな影響を与えています。

また、管内農業については、農産物の作付・出荷制限や風評被害を受けて、農家収入が大きく減少する等、組合員農家を取り巻く環境はかつてないほどの厳しさに直面しており、こうした管内農業や地域経済の低迷状況の継続により、当組合の全ての事業部門において影響を受けているところです。

このような環境のなか、当組合は、被災地域の農業協同組合として、農業者に対する信用供与の円滑化と被災者支援をはじめとする被災地域の復興に資する方策の実践に努め、総力をあげてさまざまな施策に鋭意取り組んでおります。

(2) 主要勘定の状況（平成 25 年 8 月末時点）

a 貸出金

貸出金残高は、前期末比 2 億 25 百万円減少の 220 億 99 百万円となりました。

増加要因としては、住宅ローンについて、住宅再建ニーズの高まりにより前期末比大幅増加（+8 億 17 百万円）となったのに加え、その他事業関連貸出について、被災者や復旧・復興作業向けへの貸付住宅建設資金対応により前期末比若干増加（+37 百万円）したことがありました。

減少要因としては、その他生活関連貸出について、引き続き手元資金による繰上償還があり前期末比大幅減少（▲2 億 71 百万円）したことに加え、地方公共団体向け貸出について、復興交付金等の財政手当等により新規資金対応の獲得ができずに既往の貸出金の約定返済が進捗した結果前期末比大幅減少（▲2 億 23 百万円）となったことがありました。

農業資金については、除塩・除染の遅れもあり資金需要が本格化に至っていないことから前期末比若干減少（▲6 百万円）となりました。

b 貯金

貯金残高は、東京電力からの原発事故損害賠償金の口座入金が続いており、また組合員・利用者における将来的な生活再建のための手持ち資金を確保する動き等を反映して貯金払出し動向も緩やかであったことから前期末比で

241 億 9 百万円増加の 1,886 億 58 百万円となりました。

<主要勘定の推移>

(単位；百万円)

	平成 25 年			平成 25 年	平成 24 年
	8 月末実績	前年同月比	前期末比	2 月末実績	8 月末実績
貯金	188,658	36,538	24,109	164,549	152,120
貸出金	22,099	△1,184	△225	22,324	23,283
うち農業関連	971	△210	△6	977	1,181
うちその他事業関連貸出	2,340	141	37	2,303	2,199
うち住宅ローン	7,946	995	817	7,129	6,951
うちその他生活関連貸出	1,658	△628	△271	1,929	2,286
うち地公体貸出	3,017	△469	△223	3,240	3,486
預金	174,293	39,367	25,480	148,813	134,926

(3) 自己資本比率の状況

平成 25 年 8 月末の自己資本比率については 24.06%であり、平成 24 年 2 月の優先出資 99 億円の発行による資本増強以降、安定した財務基盤を確保のうえ、管内の復興支援に向けた金融仲介機能等を十全に発揮できる水準を維持しております。

<単体自己資本比率の推移>

平成 25 年 8 月末	平成 25 年 2 月末	平成 24 年 8 月末
24.06%	25.36%	26.52%

2 農業者等に対する信用供与の円滑化その他の当組合が事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 農業者等に対する信用供与の円滑化のための方策

a 農業者等に対する信用供与の実施体制整備のための方策

当組合は、信用供与の円滑化を適切に推進し、地域金融機関として、農業をはじめとする地域経済の発展に資する取組みをこれまで以上に強化するとともに、営農再開や生活再建に向けた管内における震災復興支援を万全に進めるため、以下の取組みを行っております。

(a) 緊急貯払い等への対応

震災以降、通帳やキャッシュカードを所持せず避難された方に対し、全国のJAグループの協力の下、県外に避難されている等の理由で当組合店舗まで足を運べない方への払戻し等の対応を実施しております。

震災から2年半が経過し、避難された方との個別相談等を行いながらキャッシュカード等の再発行手続きが進んだことにより、便宜的な対応件数は減少傾向にあります。引き続き避難した組合員・利用者の方々の利便性確保や生活維持・支援のための取組みを行うこととしております。

<緊急貯払等対応件数>

(単位：件)

	震災以降 ～平成24年2月	平成24年3月 ～25年2月	平成25年3月 ～8月	平成25年9月 ～10月
緊急貯払（便宜払い）	3,111	78	4	4
事故貯金受付登録（出 金停止処理等）	631	-	-	-
カード・通帳再発行	346	13	1	-
計	4,088	91	5	4

(b) 避難された組合員・利用者への情報提供の強化

避難された組合員・利用者の連絡先等については各担当支店により避難先を確認・リスト化のうえ、通常居住されている管内組合員・利用者への対応と同様に、LA（共済専任涉外）41名・MA（金融専任涉外）10名により直接面談を重視した訪問活動（概ね涉外一人あたり週40先訪問）を行い、金融面の他、営農・生活支援のための各種情報提供と組合員・利用者個別のニーズの把握に努めております。

なお、組合員の避難状況について、管轄支店毎の確認結果（避難戸数5,409戸）に基づきデータベース化作業を行っており、引き続き情報の定期更新と組合内共有を図り、組合員への支援態勢の更なる整備を進めています。

また、平成24年に実施された空間放射線量の水準等に基づいた避難区域の見直し（南相馬市小高区他、相馬郡飯舘村）により、今後住民帰還に向けた準備が進んでいくこととなりますが、こうした状況を踏まえながら組合員・利用者のニーズに応じた各種情報提供を行ってまいります。

<分野別各種情報提供内容の例>

分野	情報提供及びサポート内容
金融	住宅再建のための住宅ローン相談（復興住宅融資含む） 既存貸付案件の条件変更等に対する説明
共済	旧警戒区域（原発 20 km圏内）避難者への申請手続き案内 被災住宅の保障内容の見直し 未加入世帯への加入案内
営農	地域内農地の放射線数値の周知 農産物作付にかかる情報提供 農産物損害賠償手続きの受任及び今後の対応説明
生活	仮設住宅入居者への移動購買による生活物資サポート 仮設住宅入居者への家庭薬配置促進による利用者健康管理 仮設住宅入居者への食材加入による栄養バランスサポート

(c) 訪問活動等の取組み

毎月第二土曜日に「組合員宅一斉訪問デー」を設定し、仮設住宅等に一時避難している組合員宅も含め、職員毎の担当集落を明確にしたうえで、組合職員による訪問活動（対象は組合員宅の約 12,700 戸）を実施しており、情報提供を行うとともにご要望・ご意見を直接承る取組みを行っております。

また、仮設住宅に避難している高齢の組合員・利用者への生活支援として、週 1 回の頻度で移動購買を実施し、食料品・日用雑貨品の販売活動を行っております。

引き続き、こうした「組合員・利用者のもとへ『出向く』体制」を強化することにより、頂いたご要望・ご意見を組合内での情報共有し事業展開に反映をさせ、適切な情報提供・発信を行いながら被災地の組合員・利用者配慮した事業運営を推し進めてまいります。

(d) 相談受付体制（震災相談窓口担当者の指定）

当組合では、「震災相談窓口」を本店および全支店に設置し震災相談窓口担当者を配置のうえ、被災された農業者等からの営農再開や生活再建等に関する幅広い相談を受け付け、組合内部部門間で連携しながら、組合員・利用者が抱える個別の問題に対し迅速に解決策を提供する取組みを行っております。

営農関連の相談案件については、原発事故にともなう財物補償請求にかかる農機類の購入証明依頼が多数寄せられていましたが、平成 25 年 5 月末以降、購入証明が無くても財物補償請求が可能となったため、その旨を組合員あて通知しております。また、「被災農業施設・機械の復旧」「風評被害による減収」に伴う借入相談も続いておりますが、震災特例融資（農家経営安定資金等）の提案を実施しております。

生活関連については、住宅の新築・修繕にかかる資金ニーズや自動車の購入資金等の相談を継続的に受け、住宅再建に対し災害復興住宅融資制度・JA住宅ローンの提案や、自動車購入に対しマイカーローンの提案等を実施し、生活再建の後押しとなる取組みを行いました。また、管内で進められている

防災集団移転促進事業に関連して災害危険地域に該当した宅地買上げに伴う抵当権解除の依頼等も相次ぎ、個別状況を確認のうえ解除手続き等を進めております。

その他では、通帳切替えや証書類の再発行等の避難生活に伴う手続きについての相談を受けており、適切な対応を行っているところです。

<相談受付実績（平成24年2月～平成25年10月）>

分類	分類内訳	平成24年2月		平成24年3月～平成25年2月		平成25年3月～8月		平成25年9月～10月	
		件数	うち完了	件数	うち完了	件数	うち完了	件数	うち完了
営農関連	（新規融資）運転資金の相談	10	10	12	12	2	2	-	-
	（新規融資）設備資金の相談	3	3	22	22	4	2	2	1
	補助金等の各種制度利用にかかる相談	6	6	17	17	-	-	-	-
	作付再開・農業基盤復旧にかかる相談	-	-	33	33	-	-	-	-
	その他	-	-	17	17	23	23	-	-
	小計	18	18	91	91	29	27	2	1
生活関連	住宅の再建等にかかる資金相談	1	1	73	65	24	15	6	3
	自動車購入等にかかる資金相談	5	5	21	21	4	4	-	-
	生活資金にかかる相談	2	2	14	14	1	1	-	-
	生活資金等の返済にかかる相談	-	-	7	7	1	1	-	-
	小計	8	8	115	107	30	21	6	3
その他	-	-	81	81	1	1	1	1	
合計	26	26	287	279	60	49	9	5	

- ※ 未完了案件には、手続中の融資実行予定案件も含まれている（融資実行をもって完了となる）。
- ※ 営農関連で、複数項目に重なる相談案件（作付再開に関連する運転資金ニーズ、営農再開にあたっての補助事業利用の相談、等）があることから、各項目積算件数と小計件数は一致せず。

(e) 臨時営業店舗での相談対応

原発事故の影響により避難状態が続いている組合員・利用者への対応として、臨時営業店舗を開設し各種相談・支援を行っております。

現在は、小高総合支店・福浦支店の臨時店舗について、南相馬市原町区内の当組合施設で、相談業務等を実施しております。

また、飯館総合支店については、除染や施設修繕を行ったうえで、平成25年4月より本来の所在地である相馬郡飯館村に帰還し営業再開しておりますが、飯櫃出張所についてはこの飯館総合支店内に臨時店舗を設置し相談業務等を継続しております。

<臨時営業店舗・総合相談 J A 窓口>

店舗名	住所・電話番号	取扱業務
小高総合支店 福浦支店	南相馬市原町区下高平字雁明46番地1 (当組合・旧高平事務所内) TEL. 0244-25-3601 FAX. 0244-24-5270	金融・共済・購買窓口 営農・損害賠償相談
飯樋出張所	相馬郡飯館村深谷字二本木前27番地の1 (当組合・飯館総合支店内) TEL. 0244-42-0121 FAX. 0244-68-2001	金融・共済・購買窓口 営農・損害賠償相談

b 農業者等に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

当組合では、管内の復興支援を万全に進めるべく、組合員・利用者の具体的ニーズの充足や満足度向上を図る取組みを着実に進めていく観点から、組合員・利用者に対する信用供与の実施状況等について、月次及び四半期毎に取組事項の検証や情報共有を行うこと等により、計画した実施事項の進捗管理を行っております。

(a) 本店管理部署・支店取組部署における進捗管理（月次）

当組合では、本店総合企画部を管理部署として、常勤役員、各部長・次長、総合支店長の参画により、毎月「戦略企画会議」を開催し、信用事業強化計画における各施策及び計数実績等の進捗管理を行うとともに、被災者や管内営農動向等を確認しながら事業部門間の連携事項のあり方等について、進捗状況に応じた改善策の検討と対策に取り組んでおります。

平成 25 年度 3 月から 10 月においては、営農再開に向けての除塩・除染作業の進捗確認を行い、当組合としての取組事項（除染主体である行政への要請・連携事項を含む）を引き続き実施しております。

引き続き、信用事業のみならず当組合全事業に関わる課題であるとの認識の下、全事業の関係部署で協議する「戦略企画会議」にて月次進捗管理を行いながら、被災地域の復興・地域経済の活性化に資する取組みを適切に遂行してまいります。

(b) 理事会での進捗管理（四半期毎）

理事会においては、前記の「戦略企画会議」等での検討・協議を踏まえた信用事業強化計画の取組状況について四半期毎に報告を受け、計画の進捗状況等を確認・管理するとともに、地域の復興状況や組合員・利用者からの相談・ニーズ等に応じた信用供与の対応状況について検証する体制としております。

毎月開催している理事会において、3 か月毎に計画に定めた個別取組状況と取組みにあたっての課題等についての報告を受け、進捗確認及び検証を実施するとともに、計画進捗に影響を与える課題について、各部署にすみやかな取組改善を指示する等の対応を行っております。

具体的には、農地除染の遅延により管内の大半のエリアでの営農再開の見

通しづらく、平成 25 年度も管内の広範囲で水稲作付が自粛される等の事態を受け、理事会において、管内の農業者等の先行き不安感を払拭するため除染主体である行政機関等との更なる連携強化を図ることとし、当組合常勤役員・営農部門の各層が継続的に関係先に出向き、対処策の協議や要請活動等を実施しております。

また、米の販売に関しては、風評被害もあり低水準が続く 24 年度産米の出庫状況について、平成 25 年 6 月から 9 月まで毎月の理事会で進捗状況を把握し、出庫率アップのための方策を図ることとし、卸業者への直接交渉等のトップセールスを実施しております（10 月末では全量販売済。）。

また、現状における組合員の意識を把握するため「地域農業の将来に対する意向調査」を実施し、その調査結果を理事会で共有し、当組合の施策に活用しております。

被災債権管理に関しても、理事会で債務者の状況等を把握するとともに、相談機能の十分な発揮に向け、債務者の生活再建を踏まえた協議・面談の実施を担当部署に指示する等、個別の債務者の状況等に応じた対応を強化しております。

今後とも、設定した計画の進捗状況について管理・検証等を行い、計画遂行上必要と認識される施策等について、当組合各部署に対して個別実施事項の改善や取組み強化を指示してまいります。

(2) 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

a 不動産担保または個人保証に過度に依存しない融資の促進

当組合では、福島県農業信用基金協会の保証制度（個人の場合、原則無担保・無保証）を活用し、農家経営安定資金や農業近代化資金等の震災特例融資を積極的に活用しながら、組合員・利用者の経営状況及び将来性や復興状況を踏まえ、不動産担保又は個人保証に過度に依存しない融資を推進しています。

なお、当組合が独自に被災組合員の生活復旧・再建を支援するため、原則無担保・無保証（限度額 100 万円）で取り組んでまいりました「東日本大震災対応資金」につきましては、管内環境の落ち着きに伴う申込み件数の減少等を踏まえ、平成 25 年 2 月末をもって取扱いを終了させていただきました。

<震災特例融資の状況>

資金種類	震災以降 ～平成 24 年 2 月		平成 24 年 3 月 ～平成 25 年 2 月		平成 25 年 3 月 ～8 月		平成 25 年 9 月 ～10 月	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農家経営安定資金	52 件	317 百万円	23 件	115 百万円	8 件	27 百万円	3 件	9 百万円
農業近代化資金	1 件	10 百万円	6 件	31 百万円	5 件	30 百万円	1 件	6 百万円

<当組合独自に設定した資金の対応状況>

資金種類	震災以降 ～平成 24 年 2 月		平成 24 年 3 月 ～平成 25 年 2 月		平成 25 年 3 月 ～8 月		平成 25 年 9 月 ～10 月	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
東日本大震災対応資金	70 件	56 百万円	19 件	14 百万円	(取扱終了)			

b 出資の機会の提供

当組合管内において、除塩・除染等による農業基盤の復旧に伴い、農地を集積し大規模化・法人化を目指す動きが今後進展することを想定し、管内の営農形態の動向・変化等を把握しながら、法人等の出資受入れによる財務安定化等のニーズにも対応できるよう、アグリビジネス投資育成株式会社(注)による出資等、官民の各種ファンドの活用機会に関して、農林中央金庫福島支店とも連携のうえ、適切に紹介・提案してまいります。

注：アグリビジネス投資育成株式会社とは、農業法人の発展をサポートするため、JA グループと株式会社日本政策金融公庫の出資により設立され、農林水産省の監督を受ける機関です。

(3) 東日本大震災の被災者への信用供与の状況

当組合では、震災発生以降、各営業店舗において、被災状況等を踏まえた融資先の組合員・利用者との協議を継続的に実施しており、こうした対応を通じて、きめ細く組合員・利用者の状況等を把握しながら、円滑な信用供与に資する方策を立案し、一層の取組み強化を図っております。

a 被災者に対する条件変更等の対応状況

震災以降、組合員・利用者から返済猶予又は条件変更の申し出を受けた場合は、「金融円滑化に係る基本的方針」を踏まえ、組合員・利用者個別の状況に応じた相談対応・条件変更対応を継続して実施しております。

<震災後の条件変更対応状況>

(単位;件,百万円)

	震災以降 ～平成24年2月		平成24年3月 ～平成25年2月		平成25年3月 ～8月		平成25年9月 ～10月	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業関連資金	29	301	1	2	-	-	-	-
生活関連資金	166	1,669	1	18	-	-	-	-
うち住宅ローン	136	1,584	1	18	-	-	-	-
その他(農業外事業資金)	9	220	-	-	-	-	-	-
計	204	2,190	2	20	-	-	-	-

平成25年3月から10月末までの条件変更の申し出の受付案件はありませんでした。また、平成25年2月末時点での条件変更に関する審査中等の案件もないことから、25年10月末時点で継続案件はありません。

また、私的整理ガイドラインにかかる相談・受付案件はありませんでしたが、引き続き、各支店による個別組合員・利用者への対応状況等について、月次で本店金融共済部が確認し、信用供与の円滑化対応にかかる適切性の維持を図ってまいります。

b 被災者に対する新規融資の対応状況

当組合は、震災以降、被災した組合員・利用者の営農再開・生活再建を支援するため、被災者に対する新規融資に積極的に取り組んでおり、その結果平成25年3月から10月末までに208件・25億59百万円の新規融資を実行いたしました。

<震災以降の新規貸出実行状況>

(単位：件、百万円)

		震災以降 ～平成24年2月		平成24年3月 ～平成25年2月		平成25年3月 ～8月		平成25年9月 ～10月	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農 業	制度資金	53	327	29	146	13	57	4	15
	うち農家経営安定資金	52	317	23	115	8	27	3	9
	うち農業近代化資金	1	10	6	31	5	30	1	6
関 連	J Aバンクの資金	8	70	11	107	3	11	3	9
	うちJ A農機ハウスローン	1	1	1	1	-	-	1	2
	うちアグリマイティー資金	7	69	10	106	3	11	2	7
	農業関連融資 小計	61	397	40	253	16	68	7	24
生 活 関 連	災害復興住宅融資制度(公庫原資)	2	22	20	289	25	405	3	46
	J Aバンクの資金	189	527	161	1,109	116	1,492	41	524
	うちJ A住宅ローン	16	305	48	948	64	1,405	29	503
	うち東日本大震災対応資金	70	56	19	14	H24年度で取扱終了			
	うちJ Aマイカーローン	103	166	94	147	52	87	12	21
	生活関連融資 小計	191	549	181	1,398	141	1,897	44	570
	合計	252	946	221	1,651	157	1,965	51	594

※ なお、上表の新規貸出のうち、被災状況等を踏まえて条件変更を実施した組合員・利用者に対し、新規に追加資金を対応した実績は2件・3百万円(2件とも「農家経営安定資金」で平成23年度中に貸出実行)です。

(a) 農業関連資金(制度資金等の震災特例融資等の積極的活用)

震災により損壊した農業施設の復旧等の直接被害への対応の他、原発事故に伴う農作物販売収入の減少等に起因する運転資金の需要が続いております。

こうしたニーズに対し、制度資金である「農家経営安定資金」「農業近代化資金」を中心に融資対応を実施し、平成25年3月から10月末までに23件92百万円の融資を実行しました。

(農業関連資金の融資事例)

【農家経営安定資金(東北地方太平洋沖地震対策)の対応事例】

津波被害地域で水稻栽培を行っていた農業者に対し、除塩後、営農再開のための農作業場建設にかかる設備資金について、経営計画等を勘案のうえ、利子補給等により金利負担の無い農家経営安定資金にて融資対応を行いました。

<資金対応の概要>

- ① 融資金額：5百万円
- ② 期間：9年
- ③ 金利：0% (県とJ Aグループ福島による利子補給)
- ④ 担保・保証：福島県農業信用基金協会保証

(b) 住宅関連資金

震災から 2 年半が経過し、原発事故の影響により将来的な生活設計にあたっての不透明感が必ずしも払拭しきれていないものの、公共交通機関の一部復旧や、量販店の再開等の生活インフラの段階的回復等に伴う管内情勢の落ち着きを受けての住宅再建ニーズの高まりを背景に管内の住宅着工件数は増加傾向にあり、住宅関連資金の対応件数も相応に増加している状況です。

当組合では、各営業店舗の「震災相談窓口」等での相談受付対応の他、ローンセンターによる建築業者向けアプローチ等による住宅関連ニーズの掘り起こし活動や、住宅ローン相談会を継続開催することにより、情報提供・資金提案等を行い、組合員・利用者ニーズに応える取組みを引き続き行っております。

この結果、平成 25 年 3 月から 10 月末までに、J A 住宅ローンで 93 件・19 億 8 百万円、災害復興住宅融資制度で 28 件・4 億 51 百万円の融資を実行しました。

(災害復興住宅融資制度の融資事例)

【住宅の再建（土地取得・建物建設）】

津波により沿岸部に所在の住宅が流失・倒壊したことから、陸地側に新たに住宅用地を取得、整地のうえ住宅を建築するための住宅資金を、金利負担が軽減される災害復興住宅融資制度の資金で対応しました。

<資金対応の概要>

- ① 融資金額：27.1 百万円
- ② 期間：35 年
- ③ 金利：当初 5 年 0%、5 年～10 年 1.05%、11 年目以降 1.58%
- ④ 担保・保証：融資対象物件への抵当権

<住宅ローン相談会開催状況；平成 25 年 3 月から 10 月末まで>

開催月	開催場所
平成 25 年 3 月	当組合ローンセンター及び相馬中村・原町各総合支店
平成 25 年 5 月	当組合ローンセンター及び相馬中村・原町各総合支店
平成 25 年 8 月	当組合ローンセンター及び相馬中村・原町各総合支店
平成 25 年 10 月	当組合ローンセンター及び相馬中村・原町各総合支店

(c) 生活資金の対応

震災直後においては、当面の生活資金等を賄うための小口資金への借入ニーズが強く、これを当組合独自に創設した「東日本大震災対応資金」（限度額 100 万円。原則無担保・無保証。）にて対応を行ってきましたが、その後の共済金や原発補償金等の入金もあって、本資金による対応件数は徐々に減少したこと等を踏まえ、本資金については平成 25 年 2 月末で取扱いを終了させていただきました。

一方、マイカーローンについては、津波等により被災した自家用車の再取得のニーズに一服感が出てきており、通常の買い替えサイクルに応じた資金ニーズに対応しているものの、対応件数は減少傾向にあります。

平成 25 年 3 月から 10 月末までに、JAマイカーローンで 64 件・1 億 8 百万円の融資を実行しました。

(d) 今後の対応

営農関連資金の需要に関しては、地震被害に対する圃場の復旧、津波被害に対する除塩、放射能汚染に対する除染等の農業基盤の復旧について、管内市町村による復興計画に沿って進められることとなりますが、除塩対象農地が広大で段階的に進めざるを得ないことや、除染については生活圏除染が先行しており農地除染が本格的な取り組みには至っていないこと等を踏まえると、農業関連の復興資金需要が本格化するにはなお時間を要するものと想定しております。

また、生活資金のなかで大きなウエイトを占める住宅資金に関しては、管内各行政により防災集団移転促進事業に向けての対象住民の意向確認等が進められ、一部地域では移転に向けての造成が開始しております。住宅再建ニーズもこの進捗に応じて、本格化していくものと想定しております。

当組合としては、引き続き、管内の組合員・利用者の状況等をきめ細かく把握しながら、営農再開・生活再建に向けた資金需要に的確に対応してまいります。

(4) 東日本大震災の被災地への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策

a 復興対策組織の設立・体制整備

震災以降、震災・原発事故からの復興に向けての個別対策を実践するため、平成 23 年 5 月に原発事故補償の実務等に関する組合員支援を行うための「原発損害賠償・補償対策班」、平成 23 年 11 月に管内の農地基盤復旧に係る緊急課題に対処するための「災害農地除塩・除染対策班」、平成 24 年 3 月に震災・原発事故からの復旧・復興という経営課題に的確に対処するための総括部署として「総合企画部」の新設・設置を行っております。

引き続き、被災地域における復興等に資する方策を着実に実行するため、取組課題の重要度等も勘案しながら、必要な体制整備を進めてまいります。

b 金融面の対策

(a) 既往債務の対策

ア 負担軽減等にかかる対応

地震・津波被害に伴う農地の耕作不能、原発事故の影響による農産物価格の下落等に起因する農業収入の減少、また地震・原発事故の影響による管内の企業活動の停滞等に起因する農外収入・給与収入の減少により、組合員・利用者においては既往債務の償還が難しくなるケースも発生しております。

当組合では、組合員・利用者等からの条件変更等の相談を受けた場合は、個別の状況等を確認したうえで対応を実施しております。

特に、農業者に対しては、無利子の震災特例融資の対応（農家経営安定資金、農業近代化資金等）により、営農継続等に当たっての資金調達にかかる負担軽減を図っております。

また、既往債務の整理が必要と判断される場合については、税理士・弁護士等の専門家とも連携した債権・債務関係の整理のための協議や、私的整理ガイドラインの活用検討等により、個別の状況に応じた対策を実施してまいります。

イ 二重債務問題にかかる対応

組合員・利用者の事業の復旧に際し、二重債務問題への対応のため、債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的に福島産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構が設立されております。

平成 25 年 10 月末時点で当組合において取扱実績はありませんが、こうした各機構の活用を念頭に置き、本店金融共済部が支店をサポートすることにより、組合員・利用者の置かれた状況・ニーズを適切に把握し、債務の負担軽減に資する機能提供を行うための体制を整備しており、今後顧客ニーズ等に基づいて順次対応を進めてまいります。

また、震災の影響により住宅資金で二重のローンを抱える被災者組合員・利用者に対しては、平成24年2月に福島県により措置された利子補給事業の申込を受け付けております（当該利子補給事業は、津波・地震で半壊以上の罹災証明書を受けた被災者が、新たに住宅資金を借り入れる場合、既往の住宅ローンにかかる5年間分の利子補給を行うものです）。

当組合において、平成25年10月末時点では対応実績がございませんが、金融店舗等にチラシを備え置きしてご案内をしており、引き続き組合員・利用者の個別の状況を踏まえて提案・相談対応等を実施してまいります。

(b) 新規資金需要への対応

当組合では、被災地の復旧・復興に向けた資金需要に対応するため、「震災相談窓口」や渉外担当者等の訪問活動により把握した資金ニーズに対しては、関係機関（県・各市町村、農業信用基金協会、日本政策金融公庫・住宅金融支援機構、福島県農業協同組合中央会・農林中央金庫福島支店等）と連携して、金利や保証の面でメリットのある資金メニューの提案等、様々な解決策の提供を行っております。

特に、平成25年度については、前年と同様、生活関連資金に関し、農林中央金庫が実施する震災復興支援にかかるローンに対する利子補給制度（0.5%）を活用して、住宅やマイカー等のローン商品利用者の生活再建を後押しする取組みを進めております。

<農業関連資金の内容>

貸付利率は平成 25 年 11 月 1 日現在。

資金名	資金の内容
制度資金	
<p>経営体育成強化資金</p> <p>※震災以降の取扱実績はありません。</p>	<p>日本政策金融公庫原資の資金であり、当組合が相談窓口および取扱金融機関として受付を行います。東日本大震災を受け、最長 18 年間の無利子化措置が図られています。</p> <p>対象者：認定農業者、主業農業者 資金使途：施設・機械・負債整理等 貸付限度額：5 億円まで（個人は 1 億 5 千万円まで） 貸付期間：28 年以内 貸付利率：18 年間は無利子（保証料は不要） 担保保証人：原則不要（保証については、法人の場合は代表者のみ、担保物件は融資対象物件に限る）</p>
<p>農業経営負担軽減支援資金</p> <p>※震災以降の取扱実績はありません。</p>	<p>営農に係る負債整理資金であり、当組合が取扱金融機関として相談・受付を行います。大震災を受け、最長 10 年間（特認の場合は 15 年間）の無利子化措置が図られています。</p> <p>対象者：主業農業者 資金使途：営農に係る負債整理 貸付限度額：所要金額の範囲内 貸付期間：10 年（特認 15 年）以内 貸付利率：10 年間（特認 15 年間）は無利子 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証・直接被災者は保証料負担なし）</p>
<p>農家経営安定資金 （東日本大震災農業経営対策特別資金）</p> <p>※震災以降の取扱実績：86 件・4 億 68 百万円</p>	<p>東日本大震災ならびに東京電力福島第一原発事故により被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定を図るため、当組合が相談窓口および取扱金融機関として受付を行います。大震災を受け、県と JA グループ福島による利子補給（助成）措置を行い、最長 10 年間の無利子化措置が図られています。</p> <p>（平成 25 年 11 月 1 日時点の取扱期限：平成 26 年 3 月 31 日）</p> <p>① 東北地方太平洋沖地震対策資金（地震・津波の被害を受けた農業者等を対象） 対象者：農業を営む個人・団体等 資金使途：施設等の復旧、営農のための運転資金 貸付限度額：500 万円まで 貸付期間：10 年以内 貸付利率：無利子（保証料は別途必要） 担保保証人：不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p> <p>② 原発事故対策緊急支援資金（出荷制限・風評被害等の影響により収入減少した農業者等を対象） 対象者：農業を営む個人・団体等 資金使途：営農のため当面必要な運転資金及び福島県内での営農再開のため必要な資金</p>

資金名	資金の内容
	貸付限度額：1,200万円まで（個人は1,000万円まで） 貸付期間：10年以内 貸付利率：無利子（保証料は別途必要） 担保保証人：不要（福島県農業信用基金協会の保証）
農業近代化資金 ※震災以降の取扱実績 ：13件・77百万円	東日本大震災により直接又は間接被害を受けた農業者については、平成23年5月から最長18年無利子かつ実質担保・保証人なしで融資を受けることが出来るようになり、当組合でも取扱金融機関として受付を行っています。 本資金により、津波被害によって耕作地が浸水あるいは農機や施設等が流失する等の影響を受けている農業者の復旧・復興に向けた需資に対応しています。 対象者：農業を営む個人・団体等 資金用途：施設・農機具、果樹等植栽育成、家畜購入、長期運転資金等 貸付限度額：2億円まで（個人は1,800万円まで） 貸付期間：20年以内 貸付利率：最長18年無利子 担保保証人：必要に応じて担保、保証人が必要 （福島県農業信用基金協会の保証・保証料負担なし）
農業経営改善促進資金(新スーパーS資金) ※震災以降の取扱実績はありません。	認定農業者及び六次産業化法認定者のための運転資金であり、当組合が取扱金融機関として相談・受付を行います。 対象者：認定農業者・六次産業化法認定者 資金用途：農業経営改善計画の達成に必要な運転資金 貸付限度額：2,000万円まで（個人は500万円まで）、六次産業化法認定者4,000万円まで（個人は1,000万円まで） 貸付期間：1年以内 貸付利率：年1.5%（保証料は別途必要） 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）

資金名	資金の内容
J Aバンクの資金	
<p>東日本大震災の影響を受けた農業者の負担軽減を図るため、J Aバンク利子助成事業（※）を活用したJ A農業関係資金を相談・受付しております。</p> <p>※ J Aバンクアグリ・エコサポート基金では、厳しい経営環境に直面している農業者に対して、農業経営の安定化・効率化を目的に、J Aバンクの農業資金に対して最大年 1.0%の利子助成を行っております。なお、利子助成の対象となる農業資金は「J A農機ハウスローン」、「担い手応援ローン」、「アグリスーパー資金」「アグリマイティ資金」、「農業経営改善促進資金（新スーパー資金）」及び「農業近代化資金」です。</p> <p>（以下①～④の貸付利率は利子助成前の利率）</p>	
<p>① J A農機ハウスローン</p> <p>※震災以降の取扱実績：3件・4百万円</p>	<p>対象者：農業を営む個人・団体等 資金使途：農機具、パイプハウス購入等 貸付限度額：1,800万円まで 貸付期間：10年以内 貸付利率：年 1.975%～2.450%（保証料は別途必要） 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p>
<p>② 担い手応援ローン</p> <p>※震災以降の取扱実績はありません。</p>	<p>対象者：農業を営み、J Aの税務対応支援を受ける個人・法人 資金使途：農業生産・農業経営に必要な運転資金 貸付限度額：1,000万円まで 貸付期間：1年以内 貸付利率：年 1.975%（保証料は別途必要） 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p>
<p>③ アグリスーパー資金</p> <p>※震災以降の取扱実績はありません。</p>	<p>対象者：水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる個人・法人等 資金使途：農業生産・農業経営に必要な運転資金 貸付限度額：水田・畑作経営所得安定対策の交付金相当額及び対象品目の販売代金相当額のうち、J A口座に入金される金額の範囲内 貸付期間：1年以内 貸付利率：年 1.60%（保証料は別途必要） 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p>
<p>④ アグリマイティ一資金</p> <p>※震災以降の取扱実績：22件・1億93百万円</p>	<p>対象者：農業を営む個人・法人等 資金使途：農機具購入、農畜舎建設資金、農産物加工・流通・販売に必要な資金、地域の活性化や振興を支援するための設備資金 等 貸付限度額：所要金額の範囲内まで 貸付期間：原則10年以内 貸付利率：年 1.000%～2.175%（保証料は別途必要） 担保保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p>

<生活関連資金の内容>

資金名	資金の内容
制度資金	
<p>災害復興住宅融資制度</p> <p>※震災以降の取扱実績：50件・7億62百万円</p>	<p>住宅金融支援機構原資の資金であり、当組合が相談窓口および取扱金融機関として受付を行います。</p> <p>大震災を受け、平成23年5月から取扱いが開始となった融資制度であり、主に被災者が住宅再建を行う際に、当初5年間無利子、元金据置期間を5年（通常3年）に拡充した被災者支援のための住宅融資制度です。</p> <p>対象者：住宅が全壊、半壊、一部損壊された方（り災証明書を交付されている方）</p> <p>資金使途：住宅の新築・購入、補修</p> <p>貸付限度額：3,270万円まで</p> <p>貸付期間：35年以内</p> <p>貸付利率（注）： 当初5年 年0.00% 6年～10年目 年0.75% 11年目以降 年1.28%</p> <p>（注）建設・購入の場合で特例加算部分は除く 担保保証人：建物・敷地に第一抵当権順位の抵当権を設定。 火災共済（保険）金請求権に質権設定。</p>
JAバンクの資金	
<p>JA住宅ローン</p> <p>※震災以降の取扱実績：157件・31億61百万円</p>	<p>災害復興住宅融資制度は、金額の上限があることや面積要件があることから、被災者支援を目的にJA住宅ローンの要件を緩和いたしました。</p> <p>具体的には、後順位での抵当権設定を可とするなどの対応を行っており、災害復興住宅融資制度と併せ、被災者の住宅再建支援を行ってまいります。</p> <p>対象者：組合員の方</p> <p>資金使途：住宅の新築・購入（中古住宅含む）、増改築資金等</p> <p>貸付限度額：5,000万円まで</p> <p>貸付期間：35年以内</p> <p>貸付利率：年0.75%～3.96%（保証料は別途必要）</p> <p>担保：融資対象物件（土地・建物）に原則として第一抵当権順位の抵当権を設定。 原則火災共済（保険）金請求権に質権設定。</p> <p>保証人：原則不要（福島県農業信用基金協会又は協同住宅ローン株の保証）</p>

資金名	資金の内容
<p data-bbox="331 241 611 320">J Aマイカーローン</p> <p data-bbox="331 416 611 517">※震災以降の取扱実績 ：261件・4億21百万円</p>	<p data-bbox="639 241 1425 383">津波被害によりマイカーが多く失われ、被災者の生活の足は奪われました。当管内・避難生活において、日々の生活にマイカーが必要不可欠であることから、J Aマイカーローンを取り扱っております。</p> <p data-bbox="676 394 975 427">対象者：組合員の方</p> <p data-bbox="676 439 1425 495">資金使途：自動車・オートバイ購入、点検・修理、車検、運転免許取得、車庫建設（100万円以内）等</p> <p data-bbox="676 506 995 539">貸付限度額：500万円まで</p> <p data-bbox="676 551 938 584">貸付期間：7年以内</p> <p data-bbox="676 595 1337 629">貸付利率：年1.60%～3.95%（保証料は別途必要）</p> <p data-bbox="676 640 1337 674">担保保証人：不要（福島県農業信用基金協会の保証）</p>

c 地域の復興計画遂行への参画

当組合は、地域の農業者を代表する立場として、管内行政の復旧・復興計画の策定や、水稻作付再開等の管内農業基盤に関わる方針検討に積極的に関わるため、管内各市町村における復興連絡会議等への参画、当組合職員の管内行政への出向派遣等により、地域復興にかかる計画作り・運営に参加しております。

こうした取組みを通じて、農業者の意見が反映された地域復興計画により、農地の復旧・復興による営農再開・農産物の生産拡大を図るとともに、さらには放射性物質のモニタリング調査等を円滑に実施しながら「安全・安心」な農産物の生産に取り組んでおります。

また、当組合が事務局として運営している「相馬地方農業振興連絡会議（注）」において、農地の除塩・除染対策、農産物の風評被害対策、管内農業担い手再編に向けた「経営再開マスタープラン」の平成25年度内策定完了を目指して、参画団体等との協議・認識共有を図りながら、取組みを進めております。

引き続き、地域の関係機関が一体となって復興・復旧に取り組んでいくにあたり、当組合も積極的な役割を發揮してまいります。

※「相馬地方農業振興連絡会議」の参画団体

行政（国：東北農政局、福島県：相双農林事務所他、管内市町村の農業担当部署及び農業委員会）、関係団体（全国農業協同組合連合会福島県本部、福島県農業協同組合中央会、管内の土地改良区）及び当組合。

d 被災地域の復興支援にかかる取組み

当組合では、農業の復興が地域の復興に直結することを踏まえ、当組合の事業計画及び各市町村の復旧・復興計画に基づき、次のような取組みを続けております。

(a) 農業生産基盤の復旧対策

当組合管内の水田面積約 11,200ha のうち、新地町・相馬市の津波冠水水田の面積約 1,700ha と、原発事故の影響により全域で水稲作付を自粛した南相馬市・飯館村の水田面積約 8,000ha の合計約 9,700ha が被害を受けております（被災面積は全体の約 87%）。このうち、南相馬市の約 2,600ha は津波冠水しており、二重の被害を受けております。

平成 23 年より国の被災農家経営再開支援事業を活用した地域農業復興組合が 24 組合設立され、被災農地の復旧（除草・がれきの撤去作業等）にあたるるとともに、津波冠水農地の除塩作業が進められておりますが、平成 25 年度上半期までに被災復旧が完了し作付を再開した面積は新地町・相馬市の約 280ha にとどまっております。

一方、原発事故に伴う農地除染に関しては、除染作業により発生する汚染廃棄物の仮置き場選定が一部にとどまっていることから、除染作業が遅延しており、水稲作付自粛中の南相馬市・飯館村各全域の水田（合計約 8,000ha）等、除染を必要とする農地において、作業完了時期が見通しづらい状況下にはありますが、引き続き管内行政等と連携を図りながら農業生産基盤の復旧対策を進めてまいります。

当組合においては、県内の J A グループにより設立された「J A グループ福島復興基金」を活用し、「平成 25 年度 J A グループ福島復興基金『農業復興対策助成事業』の活用計画」を策定、総額 88 百万円の規模にて、営農再開支援、復旧・復興支援のための諸施策への活用や農家・生産組織への助成等を実施することとしております。

<「J A グループ福島復興基金『農業復興対策助成事業』の活用計画」の概要>

事業名	活動・支援事業の内容
営農再開支援事業 （予算額 81 百万円）	① 農業再生産助成 ・畜産生産振興対策事業（和牛（肥育・繁殖）・乳用牛導入に対する支援）。 ・園芸品目の生産基盤復旧策（園芸施設（パイプハウス）の取得支援）。 ・重点園芸品目生産拡大事業（種子代・菌床代に対する支援）。 ・園芸新規品目モデル展示圃設置事業 ② 農業機械・施設等修繕、導入助成 ・機械導入のリース料助成。 ③ 保全管理事業助成 ・除草作業支援事業（無人ヘリによる除草剤散布料への支援）。
復旧・復興支援事業 （予算額 7 百万円）	① 生産基盤復旧・復興事業助成 ・水土里システム維持管理費用（システム利用料、インク・用紙代助成）。 ② 風評被害対策事業助成 ・消費拡大 P R 事業：園芸（消費地・市場における消費宣伝活動支援、量販店等対面試食販売の実施への支援）。 ・消費拡大 P R 事業：米穀（消費地・市場における消費宣伝活動支援）。 ・直売所イベント助成：園芸。 ・地場産牛肉信頼回復対策：畜産。

また、各種団体による被災地支援事業と連携した営農再開等の農業復興支援の取り組みを行っており、特に平成 24 年度、株式会社キリンビール及び公益

社団法人日本フィランソロピー協会の協力・支援を得て、第Ⅰステージとしてトラクター等の農業機械 52 台分（金額 1 億 44 百万円）の購入資金助成を行いました「キリン絆プロジェクト 東北『復耕』サポート事業」については、平成 25 年度も引き続き農業復興支援事業について取組みを進めております。

(b) 除塩・除染対策の取組み

平成 25 年度の除塩対策については、各市町村において、農用地除塩特定災害復旧事業による除塩工事が実施されており、当組合も管内の新地町、南相馬市より作業委託を受け、除塩作業に取り組んでおります。

除染対策については、国及び各市町の除染計画に基づき除染作業が着手され、当組合も管内の新地町より作業委託を受け、除染作業に取り組んでおります。しかしながら、除染作業で発生する汚染廃棄物の仮置き場の選定に難航し本格的な作業が遅延している状況にあります。

当組合としても「安全・安心」な農畜産物生産と風評被害払拭のために、各行政機関との連携を密にしながら、農地除染の本格化実施等に向けた働きかけ・取組みを進めております。

なお、南相馬市においては、農地除染の遅れ等から平成 25 年度も 3 年連続で水稻作付が自粛となりましたが、翌年度以降の作付再開に向けて、試験栽培を行う実証田でのデータ収集等を実施し、「安全・安心」な農産物の生産を図るべく、取組みを進めています。

また、食品に対する不安を払拭するための放射能検査に関しては、当組合独自に検査機器を導入した他、福島県の「ふくしまの恵み安全・安心推進事業」により、米の全袋検査用の検査機器（3 台）の他、出荷・販売を目的とする野菜・果実等の園芸品目用検査機器（3 台）を本店と営農センター 2 か所に配置して当組合の自主検査体制を強化するとともに、直売所に農産物を原形のまま検査できる機器（2 台）を設置して消費者に対し客観的なデータを適時・適切に提供する取組みも行っております。

(c) 東京電力に対する原発事故農畜産物損害賠償対策

当組合では、福島県農業協同組合中央会等と連携のうえ、組合員 9,144 人から委任を受け、廃棄農産物、不耕作、風評被害による価格下落、営業損害等を対象として農畜産物損害賠償・補償請求を毎月実施しております。

平成 25 年度上半期の農家賠償については 159 億 24 百万円の請求を行い、前年度請求分を含め 117 億 66 百万円の支払いを受け、組合員口座に入金しました。

また、当組合の事業自体の損害賠償については、決算期毎に逸失利益・財物価値の減少・追加的費用等について賠償請求を行っております。

今後も被災農家組合員の立場に立った賠償・補償請求対策を継続してまいります。

(d) J A 出資型農業生産法人による農作業受委託・農業経営

当組合は、J A 出資型農業生産法人「(株) アグリサービスそうま」を設立（平成 23 年 10 月）、農業経営・作業受託を通じて、管内農業の担い手と共存しながら地域農業基盤強化と農業振興を図る取組みを行っております。

平成 25 年度上半期は、加工向玉ねぎ 1.7ha に加えて、水田 16.5ha の作付を受託したほか、当組合と連携しながら農地除塩作業（新地町 30ha）、草地除染作業（新地町 18ha）に取組みました。また、平成 25 年 9 月～10 月にかけて水稻刈取りの作業受託約 5ha を初めて行いました。

引き続き、農地の面的集積に向けた管内各地域の協議等にも参画しながら、地域農業の維持・拡大や、生産基盤の復旧・復興にあたり、当該法人の利活用を訴求してまいります。

e 人材育成と活用

被災地域において農業者をはじめとする被災者等からの相談に的確に対応し、様々なニーズに対応できる十分な金融手法や各種事業の知識をもった人材の育成を図るため、各種資格取得や研修受講を奨励しております。

営農再開に向けた動きが進展するなかで、「J A バンク 農業金融プランナー」の資格を取得した 10 名の職員を中心に、多様化・専門化する農業者等の金融ニーズに的確に対応してまいります。

また、融資担当者の対応能力の向上のために協同セミナー通信研修の各コース（農業融資、J A バンクローン基礎、J A 住宅ローン基礎）の受講を奨励するとともに、研修受講成果の具現化のための協同セミナー主催の各種信用事業検定の受験も奨めてまいります。

また、F P 資格者及び宅建資格者が、組合員及び地域住民の生活再建に向けて、相続・贈与・税務・宅地取得等の相談により専門的に対応し、震災前の生活再建に向けた様々なサポートを行ってまいります。

<資格取得状況：平成 25 年 10 月末時点>

資格	取得者数
J A バンク 農業金融プランナー	10 名
金融法務相談員	33 名
税務相談員	25 名
年金アドバイザー	19 名
F P	3 名
宅地建物取引主任者	5 名

(5) その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策

a 創業または新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化のための方策

新規就農や六次産業化等、新分野への進出取組みへの支援は、被災地域の復興・活性化を促進させる観点から有意な取組みであり、管内農業基盤の復旧状況等を見極めながら、新分野への取組み支援等に取り組んでまいります。

(a) 新規就農に対する支援

当組合では、東日本大震災による被害を乗り越え、地域農業の活性化を図っていくうえでは、新規就農の誘致及び定着の支援をしていくことが必要と認識しております。

新規就農者に対しては、行政機関・関係団体等と連携による就農相談会での情報提供や農業技術研修の場を提供することにも取り組んでまいります。

(b) 六次産業化に対する支援

当組合では震災前は地元農産物（大豆、米、南瓜、加工トマト）を原料に、納豆、味噌、焼酎、米粉うどん、トマトジュース等六次産業化の取組みを進めてまいりました。今回の震災・津波により納豆の加工施設が壊滅したほか、一部品目の作付等についても原発事故による放射能汚染により制限が加えられております。

今後は、加工施設の復旧及び農地除染作業の進行状況を見極めながら六次産業化の取組みを進めてまいります。

b 経営に関する相談その他の利用者に対する支援にかかる機能の強化のための方策

(a) 農畜産物損害賠償請求にかかる説明会等の開催

原発事故の影響により、不耕作状態を余儀なくされている組合員農業者への農畜産物損害賠償について、その請求方法が一部変更となったため、対象者向けに平成 25 年 4 月から 6 月にかけて説明会（4 会場：本店、原町総合支店、飯館総合支店、J A 福島ビル）を実施しました。

また、平成 25 年 8 月以降、当組合から組合員に対する不耕作賠償金の入金通知に合わせて、東日本大震災の影響により所得税の納税期限が延長されている地域の組合員に対し、申告・納税が漏れないよう注意喚起を行いました。

(b) 米の安全性確保に向けた取組み

平成 25 年度は、水稻に対する放射性物質の影響等を調査するため、関係団体や管内市町村と連携のうえ、南相馬市の 154 か所、飯館村の 3 か所に水稻試験田・実証田を設置し、南相馬市ではゼオライトや塩化カリ

等の放射性物質吸収抑制剤の散布による低減対策の効果、飯舘村では除染後の効果を確認するために必要なデータの収集に取り組みました。

また、相馬市・新地町管内の水田 2,142ha において、販売・自家消費用の水稲作付を実施しておりますが、東日本大震災生産対策交付金の活用により、塩化カリの施用を実施、個人散布ができない農業者に対しては無人ヘリによる散布支援を行いました。

加えて、米への風評被害対策として、当組合としても平成 24 年度から福島県の「ふくしまの恵み安全・安心促進事業」による「米の全袋検査」に取り組んでおりますが、平成 25 年度については、南相馬市で説明会を開催（平成 25 年 8 月）し、検査方法や実施時期、出荷・販売・譲渡・贈答に伴う注意事項等について組合員あて説明を行うとともに、全袋検査についても平成 24 年度に引き続き実施しております。

c 早期の事業再生・生活再建に資する方策

当組合は、各市町村が作成する「経営再開マスタープラン」について検討段階より参画しておりますが、管内 25 か所の旧市町村・地域で策定に着手し、平成 25 年 10 月末までに 18 か所でプラン策定が完了しました。今後、このプランに基づく集落営農の再構築や地域農業の中心となる経営体への農地集積等の推進等にあたり、経営相談に対応するとともに経営計画の作成支援や必要な資金需要等への対策を講じてまいります。

d 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策

事業承継については、営農部門と信用部門担当者による担い手農家への訪問活動時や各支店・営農センター等に寄せられる相談・課題等に適切に対応するために、引き続き社労士・税理士等の外部専門家と連携した事業の承継に対する支援を行ってまいります。

e 地域や組合員・利用者への積極的な情報発信

当組合の経営状況等については、ディスクロージャー誌等により適切に開示するとともに、当組合の地域に対する取組み状況（東日本大震災に伴う各種対応、各事業所の環境放射線モニタリング結果等）については、ホームページや広報誌「ひろば」等を通じて継続的に情報発信しております。

また、組合員・利用者の他、地域住民の間でのコミュニケーション・絆づくりに貢献するべく、前年に続き、平成 25 年 11 月に当組合主催イベント「第 17 回 J A まつり」を開催しておりますが、本年度は、地域農業再生・実践と風評被害払拭を期して同月初めて開催した「相馬地方農業復興大会」の関連イベントとの位置付けとし、両イベントにかかる費用の一部については、「風評被害の防止」のための取組等に対し交付される「平成 25 年度地方消費者行政活性化交付金」を活用させていただきました。なお、「J A まつり」につきましても、今度とも同様のイベントを毎年継続開催していくこととしております。

3 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営確保のための方策

(1) 経営管理体制

当組合は、農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される総代会の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される理事会が業務執行を行い、理事会は原則月1回開催しております。

また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っております。

信用事業については、専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っております。

(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告等を通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めております。

内部監査は、当組合の本店・支店の全てを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき計画どおり実施しております。

監査結果は、代表理事組合長、代表理事専務及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしております。

また、監査結果の概要を四半期毎に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、ただちに理事会、代表理事組合長、代表理事専務及び監事に報告し、すみやかに適切な措置を講じております。

(3) 地域特性・事業基盤にあった収支構造に向けた取組み

当組合では、場所別・部門別の経営分析を実施しており、収支構造や課題等を把握し、事業利益等を重視した経営管理を実施しております。

東日本大震災・原発事故による事業基盤の変化を受けて、場所別・部門別損益管理に取り組みながら、地域の復興状況等を踏まえ、合理化対策等の観点で部門毎の業務改善に資する拠点等の再配置を継続的に検討しております。

当面は、避難住民の帰還動向等を踏まえたその利便性の維持・向上を特に重視しながら、店舗配置（臨時店舗の本来所在地への帰還）や拠点統廃合等を検討してまいります。

(4) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種リスクの管理状況

a リスク管理体制

組合員・利用者の皆様に安心して当組合をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要と認識しております。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべくリスク管理体制を整備し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組み等、リスク管理の基本的な体系を整備しております。

また、これらに基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施等を通じてリスク管理体制の充実・強化に努めております。

今後とも、この管理体制による適切なリスク管理に努めてまいります。

b 信用リスク管理

(a) 信用リスク管理態勢

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しております。

また、通常の貸出取引については、本店金融共済部に審査管理課を設置し、各支店と連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等体系的な規程・手続きを整備し、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を適正に行っている他、不良債権については個別の管理方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

また、理事会は、被災者への信用供与の状況や信用リスクに関する報告を毎月、かつ必要に応じて随時に受け、被災者等の個別状況の更なる確認を行うよう指示する等、適切にリスクを把握・管理してまいります。

(b) 今後の方針（不良債権の適切な管理を含む）

震災の影響が中長期に及ぶことが懸念されることから、当組合は、営農・経済部門や信用事業部門等の関係部署が連携して、組合員・利用者への訪問・面談等を徹底し、状況把握に継続的に取り組み、早期の情報収集に取り組んでおります。

こうした情報等を適切に踏まえたうえで、リスク管理部門が当組合全体の信用リスク状況等を適切に把握・分析するとともに、被災者に対する相談機能を適切に発揮し、「被災債権の管理方針」に基づく金融円滑化を念頭に置いた債権の管理に努め、被災状況や生活再建状況に応じた適切な金融サポート策を提供することで、不良債権の抑制・信用リスクの低減等に取り組ん

でまいります。

c 市場リスク管理

当組合では、「JAバンク基本方針」に基づき、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止することを基本とし、余裕金の3分の2以上を農林中金に預け入れしております。この預け金以外の資金運用については、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っております。

このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALM（資産・負債管理）を基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、経営層で構成するALM委員会を四半期毎に開催して、運用方針及びリスク管理方針を協議したのち、理事会において決定しております。

運用部門は、理事会で決定した運用方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジ（損失等の危機回避）を行っております。

運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、四半期毎にリスク量の測定を行い経営層に報告しております。

d 流動性リスク管理

当組合では、前述のとおり、余裕金の3分の2以上を農林中金に預け入れしており、全体として高い流動性を確保しております。そのうえで運用調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。

また、預け金以外の資金運用にかかる市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っております。

e オペレーショナル・リスク管理

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務・システム・法務等について、事務手続にかかる各種規程を決め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合はすみやかに状況を把握して報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めております。

このうち、事務リスクについては、業務の多様化や事務量の増加に対応して正確な事務処理を行うため、事務マニュアルを整備するとともに自主検査・自店検査を実施し、事務リスクの削減に努めています。なお、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しております。

また、システムリスクについては、コンピュータシステムの安定稼動のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、システムリスク管理についてのマニュアルを策定しております。

以 上